

新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業に伴う未履修学習への対応について

この度の臨時休業に際し、保護者の皆様には大変なご負担やご苦勞をおかけしておりますが、ご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

2月末までの授業となってしまうため、学年によっては授業で学習していないところがあります。標記のことについて、本校では概ね下記のように未履修がないように対応していきます。

なお、各学年の詳細な対応につきましては、6年生は卒業式、1年～5年生は3月24日配布予定の『学年だより 春休み号』の裏面をご確認ください。どうぞ、よろしくお願いいたします。

記

1 指導を行うことができなかった内容等に係る対応について

内 容	対 応
① 指導済の内容のまとめや復習等をする単元（題材） ・ 漢字・計算練習、音読、 ・ 教科書巻末の発展問題、学習内容の習熟・定着等 「算数を使って考えよう」、「〇年のまとめ」など	・ 学習内容の確実な定着を図る趣旨から、4月以降の朝の学習等において、学習機会の設定を工夫する。 ・ 家庭学習の機会も活用する。
② 未履修の内容で、次の学年等、以後の学習などに影響が大きいもの ・ 算数、理科等	・ 学習できなかった指導事項を、進級後の学年の指導において、内容の分量や特質に応じて授業を実施する。 ・ 朝の学習の時間を用いた15分間のモジュール授業や新学年の授業において追加して学習する。
③ 未履修の内容で、学習指導要領において指導すべき内容が2つの学年に位置付けがある学年を超えた学習が可能なもの ・ 外国語科・外国語活動 ・ 保健体育等	・ 新学年の学習内容と併せて学習する。 ・ 2年間で漏れなく指導できるようにする。 ・ 必要に応じて進級後に補充の授業を行う。 ・ 前学年で指導できなかった技能等に配慮する。 ・ 新学年の学習等を関連させて学習する。
④ 未履修の内容で、教科を超えた学習が可能なもの ・ 道徳、生活科、総合的な学習、音楽科、図画工作等	・ 進級後の他の教科等の授業において、その内容を踏まえた指導を加味する。

2 その他

- ① 臨時休業により指導できなかった内容については、児童の発達の段階や内容の特性等を踏まえて十分検討し、児童の負担過重にならないよう配慮いたします。
- ② 家庭で学習したことをもって次の学習に進めることなく、4月以降の新学年においても、習得状況の確認や児童の状況に応じた補充の指導等を行うよう努めます。
- ③ 令和2年度の学級担任及び教科担任等へ未履修の学習等の状況を確実に引き継ぐとともに、校内でも共通理解を図って対応していきます。